

浜松市高齢者生活支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内のひとり暮らし高齢者等並びにその家族等に対し、各種サービスを提供することにより、自立と生活の質の確保を図るとともに、在宅高齢者の福祉の向上に資することを目的とする。

(事業の種類等)

第2条 浜松市高齢者生活支援事業（以下、「生活支援事業」という。）の各種事業の名称等については、別表のとおりとする。

(事業の委託)

第3条 市長は、生活支援事業の一部を事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人、ボランティア団体及び民間事業者等に委託し、実施することができる。

(利用の申請)

第4条 生活支援事業の利用希望者は、地域包括支援センター、在宅介護支援センターまたは介護支援専門員（以下、「地域包括支援センター等」という。）を通して浜松市高齢者生活支援事業利用申請書（第1号様式）により申請するものとする。ただし、利用希望者が申請できない場合は、親族等が申請できるものとする。

2 地域包括支援センター等は、利用希望者の状況等について調査し、申請者と相談したうえで、別表に規定する浜松市高齢者生活支援事業利用申請書（第1号様式）等の必要書類を市長に提出するものとする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の事業については、地域包括支援センター等を通さずに市長に申請できるものとする。

(1) 高齢者介護用品支給事業

(利用の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、本要綱に基づきその必要性を十分検討したうえで速やかに利用の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により利用の決定をしたときは、浜松市高齢者生活支援事業利用決定通知書（第2号様式）により、申請者、地域包括支援センター等及び事業委託先（以下、「申請者等」という。）に通知する。

3 市長は、第1項の規定により却下の決定をしたときは、浜松市高齢者生活支援事業利用却下通知書（第3号様式）により、申請者及び地域包括支援センター等に通知する。

(変更の申請)

第6条 前条第2項の決定を受けた利用者は、該当する事業の利用内容等を変更するときは、地域包括支援センター等を通して浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書（第4号様式）により申請するものとする。ただし、利用者が申請できない場合は、親族等が申請できるものとする。

2 地域包括支援センター等は、必要に応じて利用者の状況等について調査し、申請者と相談したうえで別表に規定する浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書（第4号様式）等の必要書類を市長に提出するものとする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の事業については、申請する必要はないものとする。

(1) 高齢者日常生活用具等給付事業

(2) 高齢者介護用品支給事業

(変更の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、本要綱に基づきその必要性を十分検討したうえで速やかに変更の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により変更の決定をしたときは、浜松市高齢者生活支援事業利用変更決定通知書（第5号様式）により、申請者等に通知する。

3 市長は、第1項の規定により却下の決定をしたときは、浜松市高齢者生活支援事業利用変更却下通知書（第6号様式）により、申請者及び地域包括支援センター等に通知する。

(廃止の申請)

第8条 第5条第2項の決定を受けた利用者は、該当する事業の利用を廃止するときは、地域包括支援センター等を通して又は直接申請するものとする。ただし、利用者が申請できない場合は、親族等が申請できるものとする。

2 地域包括支援センター等は、必要に応じて利用者の状況等について調査し、申請者と相談したうえで浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の事業については、申請する必要はないものとする。

(1) 高齢者日常生活用具等給付事業

(2) 高齢者介護用品支給事業

(廃止の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに決定を行い浜松市高齢者生活支援事業利用廃止決定通知書（第8号様式）により、申請者等に通知する。

(利用の取消)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、生活支援事業の利用を取り消すことができる。

(1) 生活支援事業の利用者が、別表に規定する利用対象者に該当しなくなったとき

(2) 虚偽の申請により生活支援事業の利用の決定を受けたとき

(3) 生活支援事業を利用する必要が無いと市長が認めたとき

(4) 生活支援事業を継続することが困難と市長が認めたとき

2 前項の規定により利用を取り消したときは、浜松市高齢者生活支援事業利用取消決定通知書（第9号様式）により、申請者等に通知する。

(関係機関との連携)

第11条 市長は生活支援事業を円滑に運営するため、関係団体と密接な連携を保つものとする。

(細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年4月1日施行の浜松市高齢者地域支援事業実施要綱に規定するひとり暮らし高齢者等配食サービス事業、軽度生活援助員派遣事業、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業、高齢者日常生活用具等給付事業、高齢者介護用品支給事業は、この要綱に規定する事業に相当するものとみなす。

3 平成29年3月31日以前に、第5条と同等の決定をし、別表に定めるものに相当する事業を利用しているものについては、この要綱に基づく申請その他の行為によるものとみなす。

附 則（平成30年4月1日改正）
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日改正）
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日改正）
この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日改正）
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

1 ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業

目 的	地域のひとり暮らし高齢者等に対して、配食サービスを行うことにより食生活の改善を行うとともに、利用者の安否の確認等を目的とする。														
利用対象者	<p>市内に住所を有し、他制度で同様のサービスを受けていない次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上のひとり暮らしの高齢者で心身等の状況等により食事の調理等が困難な市民税非課税世帯に属する者 ・ 65歳以上の高齢者世帯並びにこれに準ずる世帯の者で、心身等の状況等により食事の調理等が困難な市民税非課税世帯に属する者 ・ 市長が特に必要があると認める者 <p>※同一の住所（区分建物にあつては、専有部分の家屋番号が同一である場合に限る。）に住所を有する別世帯に属する市民税課税世帯の家族等があり、支援が受けられる場合は除く。</p>														
実施事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を適切に実施することができると思われる事業者。 ・ 民間事業者は、在宅配食サービスガイドラインの内容を満たすものとする。 ・ 事業実施において、その一部をボランティア団体の協力を得て行うことができる。ただし、事前に市長と協議し市長の了解を得ること。 														
事業実施内容 (委託業務内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の調理及び配達 ・ 利用者の安否の確認 														
利用基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第10号様式による高齢者実態調査（アセスメント調査）を行い、次表のとおり配食回数を決定する。ただし、市長が特に必要と認める利用者についてはこの限りでない。 <table border="1" data-bbox="470 987 1439 1066"> <tr> <td>アセスメント結果</td> <td>～4</td> <td>5～9</td> <td>10～14</td> <td>15～</td> </tr> <tr> <td>配食回数（/週）</td> <td>0回</td> <td>1回以内</td> <td>2回以内</td> <td>3回以内</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配食回数内で複数の事業者を利用することはできない。 ・ 利用事業者の変更については、利用開始後1ヵ月を経過しなければならない。ただし、事業者が事業を廃止した場合を除く。 					アセスメント結果	～4	5～9	10～14	15～	配食回数（/週）	0回	1回以内	2回以内	3回以内
アセスメント結果	～4	5～9	10～14	15～											
配食回数（/週）	0回	1回以内	2回以内	3回以内											
利用料等	利用者は、食材料費として、一食あたり300円の利用料を負担する。なお、当該利用料については、委託を受けた事業者が収受する。														
必要書類	<p>【利用の申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜松市高齢者生活支援事業利用申請書（第1号様式） ・ 高齢者実態調査票（第10号様式（No. 1、2、3）） <p>【変更の申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書（第4号様式） ・ 変更内容に応じて市長が必要と認める書類 <p>【廃止の申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書（第7号様式） 														
定義事項	<p>【準ずる世帯】</p> <p>65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯をいう。</p> <p>【市民税非課税世帯】</p> <p>所得に対する最新の課税状況が非課税の世帯をいう。</p>														

2 軽度生活援助員派遣事業

目 的	在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、高齢者の自立した生活の継続を図る。
利用対象者	<p>市内に住所を有し、次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65歳以上のひとり暮らしの高齢者で軽易な日常生活上の援助が必要な市民税非課税世帯に属する者 ・ 65歳以上の高齢者世帯及びこれに準ずる世帯の者で軽易な日常生活上の援助が必要な市民税非課税世帯に属する者 ・ 市長が特に必要があると認める者 <p>※同一の住所（区分建物にあっては、専有部分の家屋番号が同一である場合に限る。）に住所を有する別世帯に属する市民税課税世帯の家族等があり、支援が受けられる場合は除く。</p>
実施事業者	事業を適切に実施することができるかと認められる事業者
事業実施内容 (委託業務内容)	<p>次の軽易な日常生活上の援助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 散歩の付添い等の外出時の援助 ・ 雑草取り等家周りの軽微な手入れ ・ 電球の取替え等 ・ 手紙、回覧の代読及び代筆等、目が不自由な者に対する援助 ・ 台風接近時等自然災害に対する軽微な防備 ・ その他市長が必要と認める援助 <p>ただし、介護保険のサービス及び介護予防・日常生活支援サービス事業の対象となる活動や身体介助を伴うものは対象外とする。</p>
利用基準	月8時間（1日2時間以内）を上限とする。ただし、異なる事業者の併用はできない。
利用料等	・ 浜松市軽度生活援助員派遣手数料徴収条例（昭和58年浜松市条例第14号）に基づく額とする。なお、当該手数料については、浜松市が発行する納入通知書、又は口座振替により納める。
必要書類	<p>【利用の申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜松市高齢者生活支援事業利用申請書（第1号様式） ・ 高齢者実態調査票（第10号様式（No. 1）） ・ （減免の申請をする場合）軽度生活援助員派遣手数料減免申請書（第11号様式） <p>【変更の申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書（第4号様式） ・ 変更内容に応じて市長が必要と認める書類 <p>【廃止の申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書（第7号様式）
定義事項	<p>【準ずる世帯】</p> <p>65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯をいう。</p> <p>【市民税非課税世帯】</p> <p>所得に対する最新の課税状況が非課税の世帯をいう。</p>

3 ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

目 的	ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急時における連絡体制の確保を支援するとともにその不安を解消することにより、住み慣れた地域での在宅生活の継続を図り、福祉の向上に資することを目的とする。
利用対象者	<p>市内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯</p> <p>① 65歳以上の心疾患及び脳血管障害等循環器系の疾患を持つひとり暮らし高齢者世帯及びこれに準ずる世帯</p> <p>② 75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯及びこれに準ずる世帯</p> <p>③ 75歳以上の支援の必要がある高齢者世帯及びこれに準ずる世帯</p> <p>④ 市長が特に必要であると認める者</p> <p>※同一の住所（区分建物にあっては、専有部分の家屋番号が同一である場合に限る。）に住所を有する別世帯に属する家族等がおり、支援を受けられる場合は除く。</p>
実施事業者	事業を適切に実施することができると認められる事業者
事業実施内容 (委託業務内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間体制で応じる受信センター機能を備えた緊急通報システム機器の貸与及び当該機器の保守管理 ・緊急通報機器により、利用者等から緊急の通報があったときの安否の確認及び必要に応じ関係機関への通報並びに発信先への現場急行等の措置（天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町を除く） ・緊急通報機器を利用した24時間体制の専門スタッフによる電話健康相談等 ・委託業者は、現場急行等の措置をとらない地域（天竜区、北区引佐町及び三ヶ日町）に居住する利用者に対し、月に1回の安否確認を行なう
利用料等	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税非課税世帯は無料とする ・市民税課税世帯は、1台1月あたり1,030円とする <p>※緊急通報機器を利用する際にかかる電話通話料は、利用者の実費負担とし、1世帯1台の貸与とする。</p>
必要書類	<p>【利用の申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書（第1号様式） ・高齢者実態調査票（第10号様式（No. 1、2、3）） ・同意書（第12号様式） ・（利用者の居宅が借家等の場合）設置承諾書（第13号様式） ・緊急通報システム設置に関する事前確認事項（第14号様式） ・設置場所が確認できる地図の写し <p>【変更の申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市高齢者生活支援事業利用変更申請書（第4号様式） ・変更内容に応じて市長が必要と認める書類 <p>【廃止の申請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市高齢者生活支援事業利用廃止申請書（第7号様式）
定義事項	<p>【準ずる世帯】</p> <p>①の場合：65歳以上の高齢者と同一の世帯に属する65歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族（障害又は重度の疾病をもつ者を除く）が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。</p> <p>②③の場合：75歳以上の高齢者と同一の世帯に属する75歳未満の者が、障害又は重度の疾病を持つ世帯や、利用対象者以外の同居家族（障害又は重度の疾病をもつ者を除く）が就労・就学等のために日中又は夜間において、1日のうち連続して6時間以上の不在が週3日以上となり、かつ、その状態が3か月以上の継続が見込まれる世帯をいう。</p> <p>【市民税非課税世帯】</p> <p>所得に対する最新の課税状況が非課税の世帯をいう。</p>

4 高齢者日常生活用具等給付事業

目 的	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活用具等を給付することにより、日常生活の便宜を図り、安心できる生活を確保し、当該高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。
利用対象者	市内に住所を有する65歳以上ひとり暮らし高齢者で心身機能の低下などにより、防火等の配慮が必要な市民税非課税世帯に属する者 ※同一の住所（区分建物にあっては、専有部分の家屋番号が同一である場合に限る。）に住所を有する別世帯に属する市民税課税世帯の家族等がおり、支援が受けられる場合は除く。
事業内容等	自動消火器、電磁調理器の無償給付
規 格	<ul style="list-style-type: none"> ・自動消火器 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴霧し、初期火災を消火することができるもの ・電磁調理器 電磁による調理器であって、高齢者が容易に使用することができるもの
利 用 料 等	無償給付とする。
必 要 書 類	【利用の申請】 <ul style="list-style-type: none"> ・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書（第1号様式） ・高齢者実態調査票（第10号様式（No. 1）） ・同意書（第12号様式） ・（設置の承諾が必要な場合）設置承諾書（第13号様式） ・給付先が確認できる地図の写し
定 義 事 項 等	【市民税非課税世帯】 所得に対する最新の課税状況が非課税の世帯をいう。

5 高齢者介護用品支給事業

目 的	在宅の高齢者等に対し、紙おむつ等を支給し、家族介護者を支援することを目的とする。
利用対象者	市内に住所を有し、市民税非課税世帯に属する要介護4又は要介護5の者（第2号被保険者を除く）を在宅で介護している市民税非課税世帯の家族等。 ※他制度で同様のサービスの適用を受けているものは除く。 ※同一の住所（区分建物にあっては、専有部分の家屋番号が同一である場合に限る。）に住所を有する別世帯に属する市民税課税世帯の家族等がおり、支援が受けられる場合は除く。 ※被介護者及び当該被介護者を介護する家族等はともに市内に住所を有すること。
実施事業者	事業を適切に実施することができると認められる事業者
事業実施内容 (委託業務内容)	4月から3月までの1年間に、被介護者1人あたり8万円を限度とし、次の種目を支給する。 【種目】 ・紙おむつ（フラットタイプ、テープ止めタイプ、パッドタイプ、パンツタイプ） ・吸引カテーテル ・カテーテルジョイント ・使い捨て手袋 ・ドライシャンプー ・ガーゼ ・清拭剤 ・ウエスタンシース ・ドレーンバック
利用料等	無償給付とする。
必要書類	・浜松市高齢者生活支援事業利用申請書（第1号様式）
定義事項	【市民税非課税世帯】 所得に対する最新の課税状況が非課税の世帯をいう。

浜松市高齢者生活支援事業利用申請書

(あて先) 浜松市長

年 月 日

申請者 自署または 記名押印	フリガナ			
	氏名	(印)		
	住所			
	電話		利用者 との関係	

申請書 提出者	事業所名			
	担当者		電話	
	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ(記入不要)			

下記の事業を利用したいので申請します。なお、事業の実施に必要な住民登録・市税・介護保険・生活保護・障害福祉状況等を調査することに同意します。また、利用が決定した場合には、申請書記載の個人情報を委託事業者に提供することについて同意します。

利用者	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ(記入不要)				
	フリガナ		電話		性別	男・女
	氏名		生年月日	M・T・S 年 月 日	年齢	歳
	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ(記入不要)					

事業名		内容等					
<input type="checkbox"/>	軽度生活援助員 派遣事業	<input type="checkbox"/> 外出時の援助 <input type="checkbox"/> 電球の取替 <input type="checkbox"/> 草取り等家周りの手入れ <input type="checkbox"/> 手紙等の代読等 <input type="checkbox"/> 災害に対する軽微な防備 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他() 利用頻度 1回あたりの利用時間 時間					
<input type="checkbox"/>	ひとり暮らし高齢者等 配食サービス事業	事業所名				開始希望日	
		昼食	週	食	曜日		
		夕食	週	食	曜日		
<input type="checkbox"/>	高齢者日常生活 用具等給付事業	<input type="checkbox"/> 電磁調理器 <input type="checkbox"/> 自動消火器					
<input type="checkbox"/>	ひとり暮らし高齢者等 緊急通報システム事業						
<input type="checkbox"/>	高齢者介護用品 支給事業	種類	数量	種類	数量		
		<input type="checkbox"/> おむつテープ止め S		<input type="checkbox"/> おしりふき (流せるタイプ)			
		<input type="checkbox"/> おむつテープ止め M		<input type="checkbox"/> おしりふき (流せないタイプ)			
		<input type="checkbox"/> おむつテープ止め L		<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋 S			
		<input type="checkbox"/> おむつテープ止め LL		<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋 M			
		<input type="checkbox"/> おむつパンツタイプ S		<input type="checkbox"/> 使い捨て手袋 L			
		<input type="checkbox"/> おむつパンツタイプ M		<input type="checkbox"/> 吸引カテーテル			
		<input type="checkbox"/> おむつパンツタイプ L		<input type="checkbox"/> カテーテルジョイント			
		<input type="checkbox"/> おむつパンツタイプ LL		<input type="checkbox"/> ドライシャンプー			
		<input type="checkbox"/> おむつパンツタイプ 3L		<input type="checkbox"/> ガーゼ			
		<input type="checkbox"/> パッドタイプ レギュラー		<input type="checkbox"/> 清拭剤			
		<input type="checkbox"/> パッドタイプ ワイド		<input type="checkbox"/> ウェスタンシース			
		<input type="checkbox"/> フラットタイプ		<input type="checkbox"/> ドレインバック			

(備考)